令 和 8 年 9 月 30 日

関係者各位

青森県道路公社理事長

条件付き一般競争入札実施公告

下記の工事については、　条件付き一般競争入札（一般型（単体））　により契約を締結しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号　みち維第63号

(2) 工事名　みちのく有料道路照明設備改修(東天間トンネル・西天間トンネル)工事

(3) 工事場所　上北郡七戸町字天間舘 地内

(4) 工種　電気工事

(5) 工期　令和11年3月20日(火)まで

(6) 工事概要　施工数量　N＝1．0式

電気設備（機器単体）	N＝1．0式
機器単体費	N＝1．0式
電気設備	N＝1．0式
受配電設備工	N＝1．0式
トンネル照明設備工	N＝1．0式
橋梁照明設備工	N＝1．0式

(7) 予定価格　415,844,000円　（消費税及び地方消費税を含む）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3に定めるところにより審査を受けた者であること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

(3) 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号。以下「参加資格規則」という。）第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第4項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 次の管内(又は地域)に本店を有していること。

青森県青森市、十和田市、三沢市、青森県東津軽郡、上北郡

(6) 一般競争入札に参加する資格の認定を受けていること。

電気工事・総合点 1000点 以上。

(7) 過去15年間に次に掲げる同種の建設工事の施工実績(下請負人としてのものを除く。)を有すること。

ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。

トンネル照明工事の施工実績(函渠内照明工事含む)

(8) 労働保険(労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)及び社会保険(健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。)に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。

(9) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(10) 建設業法第26条に定める専任の主任技術者又は監理技術者を設置することができること。

(11) 条件付き一般競争入札参加資格申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県知事の指名停止の措置を受けていないこと。

(12) 参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領(昭和60年6月1日付け青監第323号)別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がないこと。

(13) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(14) 本工事は最低制限価格制度の対象工事である。

3 資 格 の 審 査

入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

(1) 提 出 期 限　令和8年10月19日(月)　12時00分　まで

(2) 提 出 部 数　1部

(3) 提 出 場 所　青森県道路公社総務部総務担当

住所　青森県青森市新町二丁目4－1青森県共同ビル8階

TEL　017-777-7331

(4) そ の 他

ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。

イ 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。

ウ 2に定める資格を認められなかった者(共同企業体の方法による場合は、代表者)は、イの通知を受けた日の翌日から3日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。

エ 提出した申請書の差し替えは、原則として認めない。

オ 申請書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

カ 申請書は、提出者に無断で他の用途に使用しない。

キ 提出された申請書は、返却しない。

4 設計図書の縦覧

(1) 設計図書の縦覧

ア 期間　　令和8年10月1日(木)　から

令和8年10月29日(木)　まで

イ 場所　　青森県道路公社総務部総務担当

住所　青森県青森市新町二丁目4－1青森県共同ビル8階

TEL　017-777-7331

(2) その他

設計図書に対して質問がある場合は、令和8年10月14日(水) 12時00分までに、書面により、青森県道路公社 総務部 総務担当に提出すること。

5 現　場　説　明　　なし

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時　　令和8年10月30日(金) 11時00分

(2) 場所　　青森県道路公社 会議室

住所　青森県青森市新町二丁目4－1青森県共同ビル8階

TEL　017-777-7331

7 入札執行回数　　原則として1回を限度とする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金　　免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

(ア) 契約者が保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(ウ) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券を提供したとき。

(ⅰ) 国債又は地方債

(ⅱ) 政府の保証のある債券

(ⅲ) 金融機関が振り出し又は支払い保証をした小切手

(ⅳ) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

(ⅴ) 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

9 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

(3) 契約書作成の際は建設工事請負契約書及び約款について、青森県建設業ポータルサイトから最新の物を入手すること。

10 最低制限価格　　有

なお、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

11 入札条件

(1) 財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。

(2) 入札参加者は、入札金額の内訳書を明らかにした工事費内訳書(設計図書(建築・営繕工事等にあっては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書)に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。)を提出すること。

12 入札書記載金額等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考　入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)である。

13 その他

(1) 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法(昭和24年法律100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること

(3) 配置予定監理技術者等の確認

ア 落札者は、契約締結時の技術者配置状況表を提出すること。

イ 落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事実績情報システム(CORINS)等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

ウ 現場代理人、主任技術者及び監理技術者の配置については青森県建設工事技術者取扱マニュアル(平成24年3月29日付け青監第924号)を遵守すること。

【参考】青森県建設業ポータルサイト　http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/

(4) 請負代金額が100万円以上の工事については、受注者は、契約締結時に、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。

14 担当公所及び所在地

(1) 名称　　青森県道路公社　総務部　総務担当

(2) 場所　　青森県青森市新町二丁目4－1青森県共同ビル8階

電話番号　　017－777－7331